

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

(令和5年5月29日回付)

受 理 番 号	493	受 理 年 月 日	令和5年5月24日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し		
要 旨	<p>京都市敬老乗車証制度は2022年10月から改悪(本人負担が2倍に、2023年10月から3倍に、交付年齢が段階的に75歳に、総所得700万円以上は不交付に)され、事実上制度を解体することになる。現に、2022年10月の本人負担2倍化等により、京都市の資料で2万5,000人以上が申請せず交付率も7ポイント減少している。</p> <p>諸物価が高騰して市民生活は大変な打撃を受けている現在、敬老乗車証本人負担2倍化は一層暮らしを直撃し、ましてや今年10月の3倍化が強行されれば交付を受けられない市民が多数になることは明らかである。</p> <p>元々、敬老乗車証制度は高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とした生きがい対策である。</p> <p>利用者からは、敬老乗車証があって安心して外出できる、敬老乗車証を使って社会参加も自由にできる、病院に行くのも助かっているなど、市民の宝として利用されている。</p> <p>については、高齢者の生きがいと健康を支える敬老乗車証制度の対象者及び負担金を2021年度の交付基準に戻して誰もが利用できる制度にし、少なくとも今年10月更新の本人負担の3倍化(又は4.5倍化)は中止することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		